

情 報 開 示

2 0 0 8 年度版

株式会社トレックス

【はじめに】

本書は、平成20年3月期（平成19年4月～平成20年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- | | |
|----------|---|
| 「会社の沿革」 | 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。 |
| 「会社の目的」 | 定款に記載された当社の目的を記載しています。 |
| 「事業の内容」 | 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。 |
| 「財務の概要」 | 平成20年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。 |
| 「主要株主名」 | 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。 |
| 「役員の状況」 | 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。 |
| 「従業員の状況」 | 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。 |

2. 営業の状況

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 「営業方針」 | 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。 |
| 「当社及び当業界を取巻く環境」 | 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。 |
| 「営業の経過及び成果」 | 当社の平成19年度における業績について記載しています。 |
| 「対処すべき課題」 | 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。 |
| 「受託業務管理規則」 | 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。 |

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{リスク額}（*）} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額 (*)}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 2 1 1 条第 4 項以外において準用する同法第 9 9 条第 7 項に基づく施行規則第 3 8 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

(* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (*)}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 2 1 1 条第 4 項以外において準用する同法第 9 9 条第 7 項に基づく施行規則第 3 8 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

会社名等

商品取引員名 株式会社トレックス
 代表者名 代表取締役社長 柏山俊博
 所在地 名古屋市東区東桜一丁目9番26号
 電話番号 052-951-6751 (代)

会社の沿革

当社は昭和31年4月25日名古屋市中区伊勢町に東海糧穀株式会社を設立し、昭和31年8月に商品仲買人(現・商品取引員)として登録し事業開始

年 月	概 要
昭和31年4月	商品先物取引の受託業務を目的として、東海糧穀株式会社を名古屋市中区伊勢町に創業・資本金350万円
昭和31年8月	農林水産大臣より名古屋穀物商品取引所農産物市場許可を受ける
昭和31年9月	資本金を750万円に増資
昭和34年1月	資本金を950万円に増資
昭和39年7月	資本金を1,800万円に増資
昭和42年12月	飯田支店を開設
昭和45年3月	資本金を2,700万円に増資
昭和48年2月	松阪支店を開設
昭和50年3月	資本金を5,000万円に増資
昭和50年5月	商号を中部第一商品株式会社に変更と同時に所在地を名古屋市東区東桜1丁目9番26号へ移転
昭和51年1月	刈谷支店廃止・静岡支店を開設
昭和51年6月	通商産業大臣より名古屋繊維取引所綿糸・毛糸市場許可を受ける
昭和51年8月	豊橋支店開設
昭和51年12月	資本金を7,500万円に増資
昭和52年2月	農林水産大臣より豊橋乾繭取引所繭糸市場許可を受ける
昭和52年11月	資本金を1億円に増資
昭和52年12月	東浦支店廃止・富山支店を開設
昭和58年6月	豊橋支店を廃止
昭和59年5月	農林水産大臣より名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場許可を受ける
平成2年11月	松阪支店を住所移転
平成3年8月	農林水産大臣より東京砂糖取引所砂糖市場許可を受ける
平成3年9月	通商産業大臣より東京工業品取引所ゴム市場許可を受ける
平成3年10月	通商産業大臣より名古屋繊維取引所スフ糸市場許可を受ける
平成3年11月	東京支店を開設
平成4年5月	資本金を2億円に増資
平成5年4月	資本金を3億円に増資
平成8年7月	飯田支店より松本支店へ移転開設
平成9年4月	商号を株式会社トレックスへ変更
平成9年6月	通商産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場許可を受ける
平成11年4月	中部商品取引所スフ市場廃止による脱退
平成11年6月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場許可を受ける
平成11年11月	農林水産大臣より中部商品取引所畜産物市場許可を受ける
平成12年1月	中部商品取引所毛糸市場廃止による脱退
平成12年8月	通商産業大臣より中部商品取引所石油市場許可を受ける
平成13年3月	中部商品取引所砂糖市場廃止による脱退

年 月	概 要
平成13年3月	外国為替証拠金取引業務開始
平成13年3月	松阪支店を廃止
平成14年3月	中部商品取引所綿糸・繭糸市場廃止による脱退
平成15年12月	静岡支店を住所移転
平成16年3月	中部商品取引所農産物市場廃止による脱退
平成18年1月	金融先物取引業者登録東海財務局長（金先）第5号
平成18年2月	社団法人金融先物取引業協会加入
平成19年9月	金融先物取引業者登録東海財務局長（金商）第27号
平成20年1月	東京穀物商品取引所砂糖市場脱退
平成20年3月	松本支店を廃止

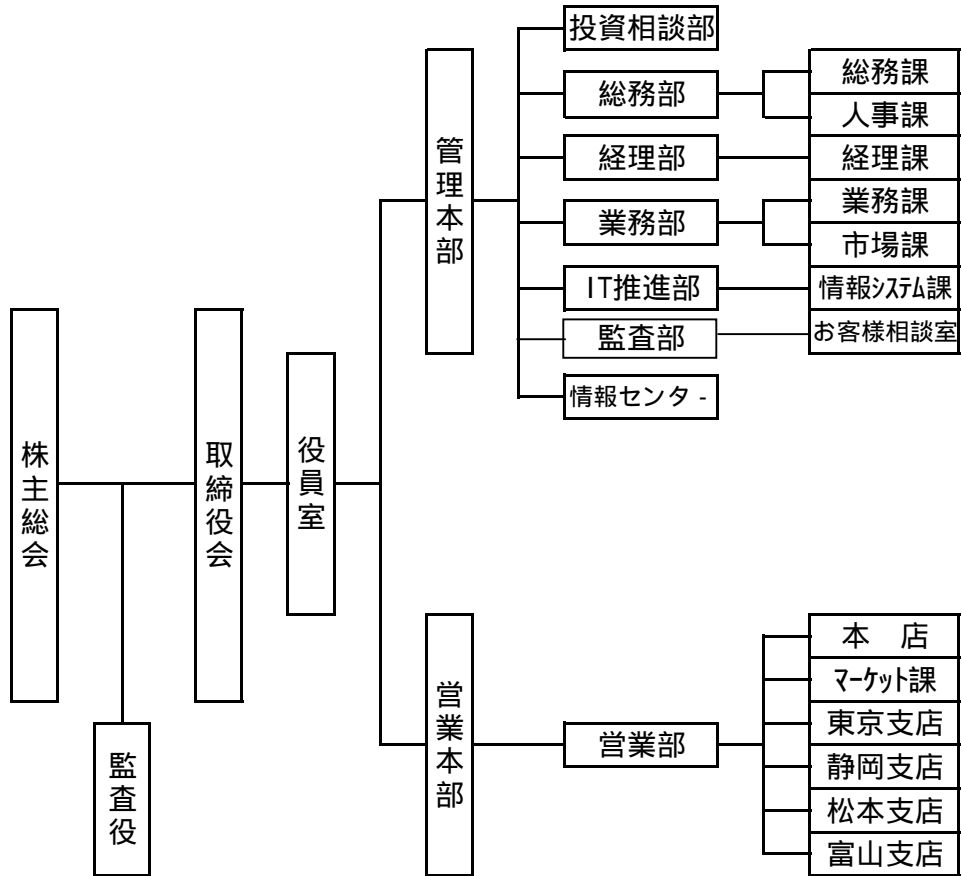
会社の目的

- 1) 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買取引の受託業務
- 2) 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買
- 3) 有価証券の投資
- 4) 金・銀・白金等、貴金属類の売買及び媒介取り次ぎ、代理業
- 5) 非鉄金属の売買及び媒介取り次ぎ、代理業
- 6) 外国為替取引業
- 7) 前各号に附帯する一切の業務

事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「7食流第3037号」経済産業省「7産第2421号」)

取引所名	市場名	貴金属	ゴム	石油	畜産物	上場商品名
中部大阪商品取引所						ガソリン・灯油・軽油 鶏卵
東京工業品取引所						金・銀・白金・パラジウム RSS3号 ガソリン・灯油・原油

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

b) 従たる業務

第一種金融商品取引業(店頭外国為替証拠金取引)

金地金販売

営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	名古屋市東区東桜一丁目9番26号	052-951-6751
東京支店	東京都中央区日本橋本町四丁目1番13号	03-3231-0123
静岡支店	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目1番2号	054-255-9311
松本支店	長野県松本市中央三丁目7番28号	0263-32-0511
富山支店	富山県富山市東田地方町一丁目4番20号	076-442-3011

財務の概要

決算年月 平成20年3月期

(a) 資本金	300,000千円
(b) 純資産額*1	1,302,158千円
(c) 総資産額	4,496,923千円
(d) 営業収益	1,575,447千円
(うち、受取委託手数料)	(1,987,638千円)
(e) 経常損失	293,355千円
(f) 当期純損失	243,248千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

発行済株式総数

発行済株式の総数 600,000株(平成20年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしてありません。

主要株主名(上位10名)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
米澤喜康		85,100	14.1%
本田忠		53,550	8.9
(株)興商	愛知県名古屋市名東区高社2-89	39,000	6.5
第一商品(株)	東京都渋谷区神泉町9-1	36,900	6.1
本田求		27,900	4.6
勝えり子		25,200	4.2
ニシキ商事(株)	長崎県長崎市平和町12-10	23,400	3.9
本田秀		16,200	2.7
浅川清実		16,200	2.7
(株)日本市況企画	愛知県名古屋市中区上前津1-8-3	15,600	2.6
計		339,050	56.3

個人株主の住所については、個人情報保護の観点から非公開としております。

役員状況

役名及び職名	氏名・生年月日	所有株式数
代表取締役社長	柏山 俊博 昭和22年2月22日	10,000株
常務取締役	近藤 晴紀 昭和31年6月21日	9,000株
常務取締役	谷口 洋司 昭和20年1月29日	4,000株
取締役 (非常勤)	浅川 清実 昭和23年10月12日	16,200株
監査役	矢野 武夫 昭和7年2月7日	7,500株
計	5名	46,700株

従業員状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	106人	81人	25人	42人	64人
平均年齢	32.2才	34.0才	26.2才	29.6才	33.8才
平均勤続年数	7.5年	8.9年	3.0年	5.2年	9.0年
外務員数	75人	71人	4人	42人	33人

2. 営業の状況

営業方針

当社は、「お客様中心主義」を営業方針に掲げ、対面での営業を中心に、お客様のニーズに合わせた「確かな情報とサービス」を提供することにより、お客様の「満足感」を高めていくことを念頭に、営業活動を展開していく方針であります。

受託業務に関しましても、お客様のご理解を一番に考え、お取引に関する疑問点や不明点に対して的確に相談を受ける体制を維持し、速やかに対応することが出来るよう窓口の充実も図っていきます。

また、現在の当社の主力が、東京工業品取引所の貴金属市場及び石油市場であり、今後もこれらの商品を柱とした堅実な営業活動を行うと同時に、お客様に対し、よりわかり易くご理解いただけるよう社員教育の充実も図ってまいります。

当社及び当業界を取巻く環境

当期における全般的な経済環境は、米国に端を発したサブプライムローンの影響もあり、全体的に停滞ないしは後退と言う状況が続きました。

今現在においても、アメリカを始め、サブプライム関連の影響は大きく残っていると言うのが現実で、今年度に関しましてもまだまだ余談を許さない状況が続くと思われます。

また原油価格を初めとした国際商品全般の高騰による景気後退懸念が続き商品先物取引業界におきましても個人委託者の売買が減少し、4期連続で対前年比マイナスと言う結果に終わりました。

取引金額を見ても、151兆5,025億円（7.5%）、出来高が7,107万枚（16.5%）とほぼ10年前の水準にまで落ち込んでおります。

営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

主力の商品先物取引や店頭外国為替証拠金取引において対面営業を中心に積極的に営業活動に取り組んでまいりましたが、商品先物取引受託業務につきましては、勧誘規制の強化や市場規模の縮小などの影響を強く受け、当事業年度の受取手数料は石油市場が10億7,255万円（前期比44.3%減）、貴金属市場が8億9,237万円（前期比69.1%増）、全体で19億8,763万円となり前期比21.3%の減収となりました。

(2) 売買損益部門

価格の変動に対し慎重に対応してまいりましたが、自己売買業務は評価損益も含めまして、5億5,163万円（前期比101.5%増）の損失計上となりました。

以上の結果、人件費の削減等で営業費用は21億620万円（前期比2.8%減）となりましたが、営業費用の削減幅を大幅に上回る減収で営業損失5億3,075万円（前期は営業利益1億2,286万円）となりました。また営業外損益は、役員及び従業員の生命保険の解約を行った結果、2億3,739万円の利益となりましたので経常損失は2億9,335万円（前期は経常利益1億5,039万円）となりました。なお、当期の欠損金に対する繰延税金資産を計上したため、法人税等調整額が1億1,443万円となり、当期純損失は2億4,324万円（前期は当期純利益2億4,920万円）となりました。当事業年度における受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

(a)受取手数料

商品市場名	期別 第53期 (自平成19年4月1日) (至平成20年3月31日)
貴金属市場	892,377千円
石油市場	1,072,557千円
畜産物市場	2千円
砂糖市場	1,981千円
ゴム市場	20,720千円
合計	1,987,638千円

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b)売買損益

商品市場名	期別 第53期 (自平成19年4月1日) (至平成20年3月31日)
貴金属市場	7,295千円
石油市場	538,322千円
畜産物市場	45千円
砂糖市場	2,188千円
ゴム市場	313千円
小計	543,161千円
商品先物評価損益	8,472千円
合計	551,633千円

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c)売買高

商品市場名	期別 第53期 (自平成19年4月1日) (至平成20年3月31日)		
	委託	自己	合計
貴金属市場	130,123	5,710	135,833
石油市場	1,245,519	235,972	1,481,491
畜産物市場	1	1	2
砂糖市場	566	100	666
ゴム市場	6,775	346	7,121
合計	1,382,984	242,129	1,625,113

対処すべき課題

商品先物取引業界は、大きな改革期の中で、手数料の自由化や商品取引所法の改正などの影響から、まだまだ厳しい環境が続いている状況にあり、市場の自由化や国際化、市場規模の拡大などの状況が好転するであろう状況を活かしきれていないという環境にあります。

このような環境の中で、当社の対処すべき課題としては、継続になりますが、社員教育の充実を図り、経済環境や市場環境の変化に一早く対応し、お客様中心主義の営業スタイルを確立するために、新時代のベストアドバイザーの育成に力を注いでまいります。

具体的には、内定者研修に始まり、新入社員研修やフォローアップ研修等の入社前から3年未満の社員を対象にした研修や、中堅社員に対してのフォロー及びステップアップしていくための教育、管理者に対してのコンプライアンスを初めとした実務環境における社員教育・管理の研修等を随時実施し、状況に合わせた金融知識の習得やコンプライアンス意識の徹底を図ってまいります。

また、より質の高いサービスを提供し顧客の資産運用等への貢献が出来る企業となるよう、多様化する顧客ニーズへの対応やバランスのとれた収益構造を確立するための組織の再構築、適正な人員配置等を行い、コストの低減と収益の拡大を目指し財務体質と経営基盤の強化を図り、今後想定し得る業界内での競争の激化や、新規参入企業に対してのアドバンテージを確立していけるよう企業努力を続けてまいります。

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品取引所法、その他関係法令・諸規則等を遵守し、商品先物取引の受託又は委託の勧誘及び委託者の保護育成をはかり、受託業務の適正な運営を確保することにより、社会的信用の向上をはかるとともに、社内における管理体制の整備についての必要な事項を定めることを目的とする。

(管理体制)

第2条 当社は、本規則の実際的な運営にあたっては、監査部を主体として、より能動的かつスピード感を持って対応するため、管理部内において独自に管理組織を形成し、営業組織と完全分離のもと、健全に受託業務が行われるよう、管理指導を行う。

- 2、 監査部は、受託業務管理に関する相談窓口を設置し、広く顧客及び委託者からの意見を徴収し、円滑なる管理運営とサービスの向上に努めるものとする。
- 3、 営業本部の責任者は、本規則の円滑な運営のため、必要に応じ監査部との連携をはかるものとする。

(管理担当班の設置)

第3条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、本社内には本店及び各支店を管轄する監査部を主体とした、管理担当班を設置する。

- 2、 管理担当班を総括する責任者として、本社に総括管理責任者を置くものとする。
- 3、 総括管理責任者を補佐するものとして、本社に副総括管理責任者を置くものとする。
- 4、 管理担当班の職務を遂行する責任者として、本社に統括管理責任者を置くものとする。
- 5、 管理担当班の構成は次の通りとする。
 - (1) 総括管理責任者及び副総括管理責任者は、取締役会において選任された、管理部門の取締役以上のものとする。
 - (2) 統括管理責任者は、取締役会において選任された、管理部門の部長以上のものとする。
 - (3) 管理担当班責任者は、監査部の役職者(課長代理以上の者)とし、管理担当班員は、監査部の役職者とする。

(総括・副総括・統括管理責任者の職務)

第4条 総括管理責任者は、管理担当班を総括する責任者であり、本規則に定める審査等の最終確認義務を有するものとする。但し、第7条第2項の各号に該当する顧客に対する審査及び第13条第1項各号に該当する審査においては最終審査者とする。

- 2、 副総括管理責任者は、総括管理責任者の補佐を行い、総括管理責任者が業務を遂行することが困難な場合のみ、総括管理責任者の職務を代行することができる。
- 3、 統括管理責任者は、管理担当班の職務を遂行する責任者であり、本規則に定める審査等の審査者とする(但し、本条第1項の但し書きの審査は除く)。

(管理担当班の職務)

第5条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「口座開設申込書」の精査による委託者の選別並びに受託の適否の決定。
- (2) 委託者管理のための「顧客カード」の整備。
- (3) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制。
- (4) 新たに契約した委託者からの受託に係る取引要領に基づく審査。
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び適切なる指導。
- (6) 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置。
- (7) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- (8) 委託者からの苦情・紛争が発生した場合の営業部門に対する調査及び委託者への適切な対応。
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置。
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
- (11) 不正資金の流入防止措置。
- (12) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

(勧誘方針の策定及び公表)

第6条 当社は、商品先物取引の勧誘に関し、勧誘方針を策定し、公表するものとする。

- 2、 勧誘方針の策定については、勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めるものとし、特に以下の点に注意し策定するものとする。
 - (1) 適合性の原則に基づく勧誘を行う旨
 - (2) 迷惑となる方法・時間・場所等での勧誘を行わない旨
 - (3) 商品先物取引の仕組み、リスク等を十分に説明して勧誘する旨
- 3、 勧誘方針の公表は、本・支店店内の掲示及び当社ホームページで閲覧できるものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第7条 当社は、次の各号の一つに該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 「生活保護法」または「母子及び寡婦福祉法」による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするために借り入れをする者
- (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

- 2、前項各号に該当しない者であっても、次の各号の一つに該当する者に対しては原則として、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。
但し、別定1に定める適用除外の要件を満たし、かつ、第3条第2項に定める総括管理責任者が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計を維持する(年金等の収入が収入全体の過半を占めている)者
 - (2) 一定以上の収入(年収500万円以上を目安とする)を有しない者
 - (3) 一定以上の年齢(75歳以上を目安とする)の者
 - (4) 投資可能資金額を越える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
 - (5) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (6) 農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者
- 3、前項3号に該当しない者であっても、高齢者である場合には、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等に留意し審査を行い、委託の勧誘及び受託を行うものとする。
- 4、前第1項及び第2項の各号に該当しない者であっても、以下の各号に該当する場合は、当該顧客に対し、勧誘の禁止又は既存の建玉を速やかに決済するよう要請する。
 - (1) 勧誘過程において、顧客が適合性を有していないことが判明した場合
 - (2) 取引中において、総括管理責任者又は統括管理責任者が新たに不適格と判断した場合

(勧誘の際の告知・確認・禁止行為)

第8条 当社が、商品先物取引を勧誘する際、その勧誘に先立ち、顧客に対し、当社の商号及び担当者名を告げ、商品先物取引の勧誘であることを明確にし、顧客がその勧誘を受ける意思があることを確認した上で、勧誘するものとする。

- 2、当社が、商品先物取引を勧誘する際、以下の各号に該当する勧誘は原則として行わないものとする。但し、顧客の指示又は同意がある場合には、その限りではない。
 - (1) 迷惑な時間帯(夜9時から朝8時まで)の、電話又は訪問による勧誘
 - (2) 顧客の意思に反する長時間に亘る勧誘
 - (3) 威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘
- 3、当社は、商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘することを禁止するものとする。

(受託業務における禁止行為)

第9条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法・同法施行規則・受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。
(注)商品取引所法第116条、第212条、第214条、第214条の2、第329条及び第330条、同施行規則第103条、受託契約準則第25条並びに日商協「受託等業務に関する規則」第5条を別掲する。

(勧誘の際の説明義務)

第10条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、顧客に対し事前説明の前に予め下記関係書面を交付するものとする。

- (1) 受託契約準則
 - (2) 商品先物取引委託のガイド
 - (3) 取引証拠金一覧表
 - (4) 委託手数料一覧
 - (5) 差金決済早見表
- 2、前項の関係書面交付後、顧客に対し取引の仕組み・リスク等を説明し、当該顧客が、説明を受け、理解した旨の確認を「重要事項等確認書」により行うものとする。
尚、説明に際して下記事項について、特に留意して説明を行うものとする。
- (1) 商品先物取引は、現物取引とは異なり、取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生じるハイリスク・ハイリターン取引であること。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって、短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- 3、前項の確認後、顧客に対し、商品取引所法施行規則第104条に定める事項を説明し、当該顧客が説明を受け、理解した旨の確認を「理解度アンケート」により行うものとする。
尚、その場合において以下の点に留意する。
- (1) 取引証拠金等の種類を説明する際には、相場の変動等によって追加的に預託する追証拠金等を含む、商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する。
 - (2) 委託手数料の説明をする際には、取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、売り・買い双方の取引に必要なか否か、大口取引やプログラム売買等において、異なる手数料体系を採用している場合に、その概要についても説明する。
 - (3) 禁止行為の説明の際には、禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている主旨を説明する。特に、故意に委託者の取引と当社の自己取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすることを禁止する旨は、顧客が理解できるように説明する。
- 4、委託の勧誘にあたっての説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客が理解されるために必要な方法及び程度で行うものとする。
- 5、商品先物取引の経験のない顧客に対し、受託契約を締結しようとする場合には、商品の相場変動の例を記載した図画又は表(取引額、取引単位、取引単位あたりの価額、取引証拠金等の額を盛り込む)を活用し、以下の1号乃至3号について説明する。また、商品先物取引の経験のあるものであっても、以下の1号乃至3号について理解していない場合は、同様の説明を行うものとする。
- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、(商品の種類や相場の動向にもよるが)

商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10倍から30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動(つまり大きな利益又は損失)が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。

- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3) 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な証拠金等を預託する必要があること。

(適合性の審査)

第11条 当社は、顧客から「口座開設申込書」を回収し、その顧客の属性、資力、投資経験及び受託契約を締結する目的等の適合性の審査に必要な情報を収集するものとする。

- 2、 「口座開設申込書」は、以下の事項を記載し、顧客からの記入を受けるものとする。
尚、「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で、取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額をいう。
また、その投資可能資金額は、取引によって生じた差引損金及び評価損の発生により、顧客の申告した投資可能資金額が減額されること等、顧客にその意味が理解できるよう、わかりやすく説明の上、申告を受けるものとする。
 - (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所及び連絡先
 - (3) 資産、収入の状況及び投資可能資金額
 - (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及び状況
 - (5) 受託契約を締結する目的
 - (6) その他必要と認める事項
- 3、 適合性の審査の最終審査は、統括管理責任者(第7条第2項各号に該当する顧客の最終審査は、総括管理責任者)が行い、その記録は別定2の通り保管するものとする。またその最終審査は、顧客から約諾書の差し入れを受ける前に行うものとし、取引証拠金等の預託及び受注に関しては、約諾書の差し入れを受けた後行うものとする。

(顧客カードの整備)

第12条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備えつけるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所及び連絡先
 - (3) 資産、収入の状況及び投資可能資金額
 - (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及び状況
 - (5) 受託契約を締結する目的
 - (6) その他必要と認める事項
- 2、 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、内容の変更があった場合には、速やかに

記載内容の修正を行う。

- 3、顧客カードの原本は、すべてこれを第3条第2項に定める総括管理責任者のもとに備えつけるものとし、各支店においては、その写しを備えつけるものとする。

(委託者の保護育成措置)

第13条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、新たに契約した委託者については3ヵ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

但し、商品先物取引の経験が、直近の3年以内に延べ90日以上経験がある者は除く。

- (1) 習熟期間中は、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の取引量を当該委託者が申告した投資可能資金額の1/3、若しくは500万円のいずれか低い方を目安とし(以下基準量とする)、当該委託者の理解を以って抑制措置をとるものとする。
但し、当該委託者が、別定3の要件を満たし、かつ、第3条第2項に定める総括管理責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 習熟期間を過ぎても未だ未習熟であると、第3条第2項に定める総括管理責任者が判断した場合には、習熟期間の延長を実施し、当該委託者には理解力の向上に努めてもらうよう働きかけをする。
- (3) 習熟期間中の委託者の取引状況の精査にあたっては、取引状況調書により行う。

(委託者の取引内容の分析精査)

第14条 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、取引証拠金の預託額が、或る一定金額(差引実入金額が3,000万円)を超えた委託者においては、その当該委託者を総括管理責任者の直轄とし、これを精査し適切な委託者管理を行うものとする。
又、預託額が或る一定額を超えていない委託者であっても、統括管理責任者が必要と認めた委託者は、その都度取引状況を分析・精査し、適切な委託者管理を行うものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第15条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

銀行、農業・漁業の共同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券の取扱いに係わる者

国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者

民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者

- 2、当該委託者の預り額(帳尻益の振替分は除く)の合計が、原則として5,000万円を超えた時、当該委託者の資金について調査する。
- 3、調査にあたっては、自己資金であるとの説明があっても、その裏付けとなる証拠書面又は証拠となる物件等の提出又は掲示を求めることとする。
- 4、調査は管理担当班が当たるものとし、営業部はこれに協力するものとする。
- 5、調査にあたっては、本人から事情を聴取するとともに、その裏付けの証拠の提出を求め

るものとする。ただし、当該委託者が取引資金の裏付けとなる証拠の提出がない場合又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。

- 6、前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保管するものとする。
- 7、当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した時は、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請し、速やかに精算するものとする。

(現金の授受に関する対応措置)

- 第16条 当社と委託者との入金及び出金は、原則として振込みにより行うものとする。
ただし、委託者の都合により、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合(来店の場合は除く)は、総括管理責任者又は統括管理責任者において、委託者ごとにその必要性等について審査して判断するものとする。
- 2、当社は、委託者から取引証拠金等を現金により受領する場合は、あらかじめ金額を記載した会社発行の取引証拠金預り証の交付を同時に行うものとする。
 - 3、当社の外務員が委託者と現金を授受したときは、監査部が当該委託者に対し、授受した金額、日時、外務員の氏名等について確認するものとする。
 - 4、当社が委託者と現金の授受を行う場合には、原則複数の外務員により行うものとする。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合は、営業部各部署の責任者及び支店長の承認を得るものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

- 第17条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額にする。
- 2、取引本証拠金基準額の変更により取引本証拠金の額等が変更になった場合は、速やかに文書等により委託者に通知する。
 - 3、取引本証拠金の額等に係る社内責任者として管理部門の業務部責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(委託手数料及び委託手数料に係る消費税相当額の徴収時期)

- 第18条 当社は、委託者より受託した委託注文に対し、委託手数料及び委託手数料に係る消費税相当額を徴収するものとし、その徴収時期については、これを反対売買若しくは受渡しによる決済等を行った時とする。
- 2、委託手数料の額は、別途定めるものとする。
 - 3、委託手数料の額等に係る社内責任者として管理部門の業務部責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(広告等に関する事項)

第19条 当社が、商品先物取引の受託等業務に関する広告等を行う場合は、別定4の規定に沿って行うものとする。

(違反者に対する懲戒)

第20条 第9条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、就業規則第42条、第43条に基づき取締役会の議を経て懲戒する。
* 就業規則第42条・第43条別添

(日本商品先物取引協会への届出)

第21条 本規則は、日本商品先物取引員協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(受託業務管理規則の制定及び改正)

第22条 受託業務管理に係る経営上の責任を明確にするため、受託業務管理規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。

(付則)

本規則は、平成10年 9月 1日から実施する。

制定 平成10年 8月20日

改定 平成10年11月 1日

改定 平成11年 8月 2日

改定 平成12年12月 1日

改定 平成13年 4月 2日

改定 平成15年 4月 1日

改定 平成15年 6月 6日

改定 平成15年 9月 1日

改定 平成15年12月 1日

改定 平成17年 5月 1日 (改正商品取引所法の施行に伴う改正)

改定 平成17年 7月11日

改定 平成19年 9月30日 (改正商品取引所法の施行に伴う改正)

改定 平成19年12月 3日

上記例外の要件を自らが満たすことについて確認し、投資可能資金額を増加する旨の、本人自筆の申出書があり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有する証明(本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出による)のある委託者

(別定1)原則として勧誘を行わない者の適用除外要件について

当社は受託業務管理規則第7条第2項の但書の別定要件として以下の通り定めるものとする。

- 1、 顧客本人の自書により、自らが適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解した上で、本規定の適用除外の要件を満たしているので取引をしたい旨の申出書があること。
- 2、 上記1に加え、次の事項を満たしていることを証明できるものがあることとする。
尚、ア)とウ)に該当する「裏付けとなる資産を有していること」の証明は、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書によるものとする。

ア)第7条第2項(1)、(2)及び(5)については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

イ)第7条第2項(3)については、当該顧客が過去一定期間(直近3年以内に延べ90日)以上の商品先物取引等を行った経験があることや、商品先物取引を行うにふさわしい投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスク、その他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解している(理解度調査アンケートによる)こと。
(商品先物取引等とは、商品先物取引、外国為替証拠金取引、金融先物取引、証券先物取引及び株式取引(信用取引)をいう)

ウ)第7条第2項(4)及び(6)については、顧客または当該委託者が申告した投資可能資金額が損失となっても、生活に支障のない範囲で設定されていること及び、新たな投資可能資金額の裏付けの資産を有していること。

(別定2)勧誘・審査に関する記録の保全について

- 1、当社は次に掲げるものを記録として、当該委託者が解約したのち3年間は保管するものとする。
 - (1) 勧誘の際の告知・意思の確認・説明に関する記録
 - (2) 顧客の適合性の審査過程と判断根拠を具体的に記載した書面(適合性審査記録)
- 2、当社は次に掲げるものを記録として保管し、再発防止の為各部門への周知徹底を図るものとする。
 - (1) 勧誘拒否に関する顧客の記録

(別定3)習熟期間中の保護育成措置に係る要件について

当社は、委託者が受託業務管理規則第13条第1項の(1)に規定する基準量を超える取引を希望する場合であって、当該委託者が商品先物取引に習熟していると認められる場合、同項の(1)の但書の別定要件として、次の事項に関する申出のなされた委託者であることとする。

尚、当該委託者の習熟度は「習熟度アンケート」により実施し、習熟状況の確認を図るものとする。

イ)投資可能資金額の1/3が500万円を超える場合で、基準量を超えるが、投資可能資金額の1/3を超えない範囲での取引を希望する委託者は、本人から保護育成措置の対象者であること、取引の基準量が定められていることの双方を理解した上で、投資可能資金額の1/3以内での取引をしたい旨の、本人自筆の申出書がある委託者

ロ)投資可能資金額の1/3を超える取引を希望する委託者は、本人から保護育成措置の対象者であること、取引基準量が定められていること及び上記例外の要件があることを理解した上で、上記例外の要件を自らが満たすことについて確認し、投資可能資金額を増加する旨の、本人自筆の申出書があり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有する証明(本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出による)のある委託者

(別定4) 広告等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、当社の受託業務管理規則第18条に基づき、当社が行う商品先物取引受託業務に関する広告について、その表示の方法及び遵守すべき事項を定めることにより、広告等の適正化を図り、委託者保護に資することを目的として定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において広告等とは、当社が行う商品先物取引受託業務の内容に関し、次の各号に定める方法、その他の方法により、多数の者に対し同様の内容による情報を提供する行為をいう。

- (1) 新聞、雑誌等の刊行物への掲載
- (2) テレビ、ラジオ等による放送
- (3) ポスター、看板、懸垂幕等の掲出
- (4) 宣伝用物品の頒布
- (5) 映画、電光ニュース、スライド又はビデオ等の映像
- (6) インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの
- (7) ビラ、パンフレット、ダイレクト・メール、情報誌等の印刷物の発行

(基本原則)

第3条 当社は、広告等を行うときは、商品取引所法(以下所法という)、その他関係法令を遵守するほか、委託者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保全を図るとともに、的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めるものとする。

(表示義務)

第4条 当社は、広告等を行う場合は、所法その他関係法令によって義務付けられた次の各号の表示事項を表示するものとする。

- (1) 当社の商号
 - (2) 商品取引員であること
 - (3) 取引証拠金等の額又は計算方法及び、追加の証拠金が必要となる場合がある旨
 - (4) 取引の額が、取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び、取引の額の取引証拠金等の額に対する比率
 - (5) 商品市場における相場の変動により、損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失が取引本証拠金等の額を上回ることがあること及びその理由
 - (6) 手数料の額又は計算方法
- 2、 当社は、広告等を行う場合で、第2条第1号、第3号、第6号及び第7号による広告等を行う場合には、次の各号の表示事項も合わせて表示するものとする。
- (1) 当社のお客さま相談室及び日本商品先物取引協会(以下日商協という)相談センターの所在地及び電話番号
 - (2) 当社の企業情報は、当社の本・支店及び日商協本部・支部及びHPで開示されている旨
 - (3) 当社の判断、評価を表示する場合は、その根拠

- 3、 当社は、広告等を行う場合は、上記のほかに、次の各号の表示事項を表示するものとする。
 - (1) 当社は、顧客の承諾なく勧誘をしていない旨
 - (2) 契約の際、審査があり、審査結果によっては取引ができない場合がある旨

(禁止行為)

第5条 当社は、広告等を行う場合は、所法その他関係法令によって禁止されている、次の各号の事項について該当しないよう、又は該当するおそれのないよう表示するものとする。

- (1) 次の事項に関する誇大広告の禁止
 - a) 受託契約の解除に係る事項
 - b) 受託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は、利益の保証に関する事項
 - c) 受託契約に係る損害賠償額の予定(違約金含む)に関する事項
 - d) 受託契約に係る商品市場に関する事項
 - e) 当社の資力又は信用に関する事項
 - f) 当社の商品先物取引受託業務に関する事項
 - g) 受託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期ならびにその支払先に関する事項
 - (2) 商業道徳若しくは信義則に違反するもの、又は当社の品位を損なうもの
 - (3) 当社の業務内容を正しく表示していないもの
 - (4) 商品先物取引の商品特性又は金融商品等と商品先物取引との商品性の違いについて顧客の誤解を招くおそれのあるもの
 - (5) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
 - (6) 当社の判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
 - (7) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
 - (8) 主務大臣の許可を受けていることにより、行政官庁その他の公的機関が、当社を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (9) 日商協の会員であることにより、日商協が当社を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (10) 委託手数料について、委託者の誤解を招くおそれのあるもの
 - (13) その他公正な競争を妨げ、又は委託者保護に欠けるおそれのあるもの
- 2、 前項の規定に該当する広告等を、直接的であるか間接的であるかを問わず、第三者に行わせないものとする。

(社内審査等)

第6条 当社は、広告等を行う場合には、広告等の審査及び管理を行う責任者(以下広告管理責任者という)を設置し、本規程に違反する表示がないことを審査し、適正な広告等が行われるよう管理するものとする。

- 2、 広告管理責任者は、当社の管理部門を担当する取締役又はそれに相当する役職の者とする。
- 3、 広告管理責任者の業務を補佐する為、副広告管理責任者を設置するものとし、当社の管理部門の主任以上で相当の知識を有する者とする。
- 4、 広告管理責任者及び副広告管理責任者は、取締役会を経て任命されるものとする。

(審査手順)

第7条 当社は、広告等を行おうとする場合には、事前に広告等を行おうとする者(以下申請担当者という)が、広告等を行おうとするものの現物(以下審査物という)に広告等審査申請書(以下申請書という)を添えて、次の手順により審査を受けるものとする。

尚、審査物として現物が用意できない場合は、コピー等による申請でもよいが、その場合は申請書の備考欄にその理由を記することとする。

又、支店等からの申請の場合は、前以って郵送等で申請書及び審査物(以下審査対象という)を提出することが望ましいが、FAX送信等の手段で審査を受けることも可能とする(この場合、審査対象の現物は後日郵送により提出するものとする)。

- (1) 申請担当者は、審査物及び申請書(以下審査対象という)について、自身の所属する責任者(以下所属長という)の確認を受ける。
- (2) 上記確認を受けた後、申請担当者は、審査対象を副広告管理責任者へ提出し、確認を受ける。尚、広告管理責任者が不在の場合は、副広告管理責任者が代わって審査を行うものとする。
- (3) 上記点検を受けた後、申請担当者は、審査対象を広告管理責任者へ提出し、審査を受ける。尚、副広告管理責任者が広告管理責任者に代わって審査を行った審査対象については、確認を行うものとする。
- (4) 広告管理責任者(又は副広告管理責任者)が審査し、了承を得られた審査対象には許可日が記載される。当該審査物は、その許可日以降広告等として使用可能となる。

2、 許可を受けた審査対象は、お客様相談室で保管(期間は3年)される。

3、 一度許可を受けた広告等であっても、内容を変更する場合は、改めて審査を受けるものとする。但し、グラフ・データの更新、金額の変更、値段の更新、日時の変更、会社の概要や担当者プロフィールなどの更新、挿絵の変更等であれば、審査を要しない。

(日商協の調査)

第8条 当社は、日商協より、当社の広告等に対し、資料等の提出、事情聴取等調査を受けた場合には、遅滞なく広告管理責任者又は副広告管理責任者が対応する。

2、 当社は、日商協の調査対象となった広告等について、その是非が確定するまで使用を中断するものとする。

3、 当社の広告等に対し、日商協より、その広告等の使用が停止された場合には、速やかに対応し必要に応じ改善を図る。また広告管理責任者は、当該広告等が、なぜ使用が停止されたのか、どのような改善が必要かを社内に周知徹底を図るものとする。

(問い合わせ等の対応)

第9条 当社は、広告等に対する問い合わせ等に関し、お客様相談室を窓口とし、内容・状況に応じて、広告管理責任者・副広告管理責任者が対応を図る。

付則

本規程は平成19年9月30日より実施する。

外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
93名	24名	38名	79名

委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
371名	181名	281名

苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 27 件	6 件	1 件	0 件	10 件	1 件	9 件
前年度から継続している案件の件数 12 件	0 件	2 件	2 件	1 件	0 件	7 件
合計 39 件	6 件	3 件	2 件	11 件	1 件	16 件

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にああせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるああせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件		0 件	
前年度から継続している案件の件数 1 件	1 件		0 件	
合計 1 件	1 件		0 件	

(注) 双方が提訴したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

貸借対照表

株式会社トレックス

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,171,921	流動負債	2,151,633
現金預金	572,405	短期借入金	100,000
委託者未収金	643,169	未払法人税等	1,138
保管有価証券	101,400	預り証拠金	813,470
差入保証金	1,362,507	未払金	75,607
委託者先物取引差金	260,802	預り金	8,513
繰延税金資産	103,306	その他の流動負債	1,152,903
未収入金	21,015	引当金	136,817
未収収益	73,591	商品取引責任準備金	136,817
その他の流動資産	51,176		
貸倒引当金	17,453		
固定資産	1,324,418		
有形固定資産	319,712		
建物	79,613		
構築物	37,767		
車両	296	負債合計	2,288,450
器具及び備品	9,371	(純資産の部)	
土地	192,665	株主資本	2,247,384
無形固定資産	14,776	資本金	300,000
ソフトウェア	9,652	利益剰余金	1,986,834
その他の無形固定資産	5,124	利益準備金	100,000
投資その他の資産	989,929	任意積立金	1,470,000
投資有価証券	62,003	繰越利益剰余金	416,834
出資金	54,520	自己株式	39,450
長期未収債権	548,128	評価・換算差額等	38,912
長期差入保証金	267,360	その他有価証券評価差額金	38,912
長期前払費用	12,662	純資産合計	2,208,472
繰延税金資産	99,165		
その他の投資	7,150		
貸倒引当金	61,062		
繰延資産	583		
繰延資産	583		
資産合計	4,496,923	負債・純資産合計	4,496,923

自 平成 19 年 4 月 1 日

至 平成 20 年 3 月 31 日

(単位:千円)

科 目		金 額	
経常損益	営業損益	売上高	1,575,447
		受取手数料	1,987,638
		商品先物決済損益	543,161
		商品先物評価損益	8,472
		その他の売買損益	133,568
		その他の営業収益	5,875
		販売費及び一般管理費	2,106,201
	営業損失		530,754
	営業外損益	営業外収益	253,116
		受取利息及び割引料	1,839
受取配当金		12,813	
有価証券売却益		1,275	
その他		237,187	
営業外費用	15,717		
	支払利息及び割引料	6,588	
	その他	9,129	
経常損失		293,355	
特別損益	特別利益	102,000	
	貸倒引当金戻入益	6,000	
	商品取引責任準備金戻入	96,000	
	特別損失	113,295	
	商品取引責任準備金繰入	100,823	
	その他	12,471	
税引前当期純損失		304,650	
法人税, 住民税, 事業税		53,028	
法人税等調整額		114,430	
当期純損失		243,248	

株主資本等変動計算書

自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 (単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
		任意積立金								
前期末残高	300,000	95,000	1,450,000	711,143	2,256,143	39,400	2,516,743	5,882	5,882	2,510,861
当期変動額										
剰余金の配当				26,060	26,060		26,060			26,060
利益準備金への振替		5,000		5,000	-		-			-
任意積立金への振替			20,000	20,000	-		-			-
自己株式の取得						9,750	9,750			9,750
自己株式の譲渡						9,700	9,700			9,700
当期純損失				243,248	243,248		243,248			243,248
評価差額の変動								33,029	33,029	33,029
当期変動額合計	-	5,000	20,000	294,308	269,308	50	269,358	33,029	33,029	302,388
当期末残高	300,000	100,000	1,470,000	416,834	1,986,834	39,450	2,247,384	38,912	38,912	2,208,472

個別注記表

自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日

. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本注法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が
定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の 80% ~ 85%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

法人税法で定める償却方法と同一の基準によっております。

有形固定資産・・・・・・定率法

無形固定資産・・・・・・定額法

長期前払費用・・・・・・均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去の実績率による相当額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額を計上して
おります。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、
同施行規則に定める額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 受取手数料

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

(2) 売買損益

商品先物売買損益は、反対売買により取引を決済したときに計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 会計処理方法の変更

該当事項なし。

. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 当該事業年度の末日における発行済株式 | 600,000 株 |
| 2. 当該事業年度の末日における自己株式 | 78,900 株 |
| 3. 配当に関する事項 | |

(1) 配当金支払額

2007年5月25日の定時株主総会において、次の通り決議された。

配当金の総額	26,660,000 円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	50 円
基準日	2007年3月31日
効力発生日	2007年5月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2008年5月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額	0 円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	0 円
基準日	2008年3月31日
効力発生日	2008年5月27日

. その他の注記

この注記表は、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)により作成している。

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

財務比率

諸 項 目	比率
(a) 純資産額規制比率[純資産額/リスク額×100]	1,124.98%
(b) 純資産額資本金比率[純資産額/資本金額×100]	434%
(c) 自己資本資本金比率[自己資本/資本金額×100]	736%
(d) 自己資本比率[自己資本/総資産額×100]	49%
(e) 修正自己資本比率[自己資本/総資産額×100]	55%
(f) 負債比率[負債合計額/純資産額×100]	165%
(g) 流動比率[流動資産額/流動負債額×100]	120%

平成20年 9月24日

株式会社トレックス

2008年度版情報開示について

当社の情報開示資料2008年度（平成20年度）版にきまして、26頁「苦情、紛争、訴訟に関する事項（a）顧客等が提訴したもの」について、一部件数に誤りがあり、正しい件数は下記の通りとなっておりますので、訂正させていただきます。

記

苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 26件	6件	1件	0件	10件	1件	8件
前年度から継続している案件の件数 13件	0件	2件	2件	1件	0件	8件
合計 39件	6件	3件	2件	11件	1件	16件

以上